

近江八幡市鷹飼町北三丁目7番地11

株式会社A l k u
代表取締役 大黒 厚

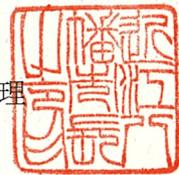
令和 2年 1月31日 付けで申請のあった開発行為許可申請は、都市計画法第
29条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和 2年(2020年) 2月28日

近江八幡市長

小 西

理



記

1. 開発区域の名称

近江八幡市安土町下豊浦字十六8718番

(外 8 筆)

2. 開発区域の面積

8,175.15㎡

3. 建築予定物の用途

分譲宅地

(28区画)

4. 許可条件

別紙のとおり

(教示)

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、滋賀県開発審査会に対して審査請求を行うことができます。ただし、通知を受けた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求を行うことができなくなります。

また、前記の審査請求を行わずに、行政事件訴訟法の規定に基づき、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、近江八幡市を被告（近江八幡市長を被告の代表者）として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、行政不服審査法の規定に基づき審査請求を行った場合には、行政事件訴訟法の規定に基づき、当該審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請のみをすることができます。なお、この場合には、この処分についての公害等調整委員会の裁定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

許 可 条 件

(着手届の提出)

1. この許可に基づく工事に着手する時は、速やかに工事着手届出書を提出すること。
尚、実施工程表を添付のこと。

(防災の措置)

2. 工事施工中は火災及び災害による被害の防止の為、適切な措置を講ずるとともに工事関係者に周知徹底さすこと。尚、天候その他により災害の発生が予想される場合は、区域内を巡回する等の警備体制を定め、防災に努めること。
3. 工事施工中は交通上または危険防止のため必要な標識（工事標識、バリケード、保安赤色注意灯、保安ロープ等）を設置すること。

(公共施設の機能保全)

4. 従前からある公共施設の廃止、付替え等の工事施工に当っては、仮工事、部分施工等の手段により交通、水利、排水等の機能停止や公害を生じないように配慮し施工すること。

(工事廃止に伴う措置)

5. この開発行為を中止または廃止する場合は、工事によって損なわれた公共施設の機能を速やかに回復すること。

(報告等)

6. 工事施工中において当初設計の予想と著しく異なる土質や地盤の場合には、その状況および対策について遅延なく報告すること。
7. 擁壁等の構造物の設計に当っては、土質試験、地耐力試験を実施し、その結果を検討し資料を添付して報告すること。

(工事の施工状況の記録)

8. 工事施工に当っては、次に掲げる工事の当該部分の位置、構造、形状寸法が設計図書に適合していることを確認できる施工状況の写真（撮影年月日およびその他必要な事項を記入）、資料等を整備し、工事完了届に添付し、提出すること。

工種の種類	報 告 事 項
擁壁工事	1. 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎および配筋の施工状況 2. 練積造の擁壁の壁体および胴込コンクリート並びに裏込栗石の厚さの状況 3. 擁壁の基礎の施工状況
盛土工事	1. 急傾斜面に盛土する場合における盛土前の段切りその他の措置の状況 2. 暗渠排水管の施設施工状況
道路工事	1. 舗装工における路盤工および基層工並びに表層工の厚さの状況 2. 舗装工における各種試験の状況
貯水施設工事	1. 根切り等を完了した時の状況 2. 躯体の配筋状況
その他	1. 土質試験、地耐力試験等の状況 2. 各種構造物の基礎となる地盤の状況 3. 地盤改良、置換土の状況 4. プレキャスト製品等の形状寸法、製品番号表示等の状況 5. 開発許可済証の掲示状況 6. 市長が指定する工事の状況

(完了届の提出)

9. この許可に基づく工事を完了した時は、速やかに市長に提出すること。

(建築制限)

10. 許可を受けた土地においては、工事完了検査を受け、完了公告があるまでは建築物を建築してはならない。

(その他)

11. 上記のほか、この許可に基づく工事の施行については、法令や規則等を遵守するとともに工事の施行に当っては疑義を生じたときは、係員の指示を受けること。

12. 許可工事等により生じた災害、苦情等に速やかに許可を受けたものが解決すること。

13. 変更許可申請、完了届等の作成は別添作成要領に基づくこと。万一遵守されない場合は、受付されないことがある。

14. 開発区域を標示する境界プレート等を設置すること。

15. 1m以下の擁壁については、設計者の責任において安全対策の措置を講ずること。

1. 変更許可申請図書の作成要領

(1) 申請書、設計説明書等の記入については、次の要領とすること。

変更後・・・赤書き。

変更前・・・黄書き。

尚、変わらない箇所については青または黒書きとすること。

(2) 変更理由書は変更理由を記載し、変更内容については項目ごとに詳細を記載し、申請書の次に添付すること。

(3) 変更により他法令の取得が必要な場合は許可書等の写しを添付すること。

(4) 変更設計図は変更を生じた図面のみを添付し、その要領は下記のとおりとすること。

変更後・・・赤書き。

変更前・・・黄書き。

尚、変わらない箇所については青または黒書きとすること。

(5) 構造図においては、廃工は黄色で「×」印、また新規は赤色で「新規」と明示のこと。

(6) 排水関係の変更の場合は、新規に水理計算書を添付のこと。

2. 変更届の作成要領

(1) 敷地形状の変更の場合は、変更設計図（土地利用計画図）を上記1の(4)の要領で作成のこと。

(2) 工事施行者の変更の場合は、変更事項が確認できる書類（法人の登記簿謄本等）を添付のこと。但し、非自己用開発および自己業務用開発（1ha以上）については、工事施行者の氏名もしくは名称または住所変更に限る。

(3) 工期の変更の場合は、変更前、変更後の工程表を添付のこと。

3. 完了届の作成要領

(1) 宅地分譲については確定丈量図を提出のこと。

(2) 写真

- ① 着工前、工事施工中および完了の写真を必ず添付すること。写真は対比出来るよう同じ位置から撮影すること。
- ② 撮影地点および撮影方向を平面図（造成計画図）に記入し、写真と対照が可能であるよう記号を示すこと。
- ③ 撮影については黒板、スタッフ等により写真にて形状寸法等を確認できるようにすること。
- ④ 構造物においては、延長20mごとに撮影のこと。
- ⑤ 石積、ブロック積、擁壁等の裏込栗石、コンクリート厚は底部と中段とを示すように20mごとに撮影のこと。
- ⑥ コンクリート厚の場合は、型枠組立時、脱却時に撮影のこと。
- ⑦ 鉄筋組立は、配筋後コンクリート打設前にスタッフ等寸法が確認できるものを使用して撮影のこと。
- ⑧ 石積、ブロック積、擁壁等の根入れは、埋戻し前にスタッフ等を使用し、全高を確認できる撮影方法をとること。
- ⑨ 全景写真の撮影に当っては、撮影方向を確認できる既設物を入れること。
- ⑩ 開発区域を標示する境界プレートの設置状況を撮影のこと。

4. 開発許可済証の掲示

都市計画法第29条の規定による許可を受けたものは、下記の仕様による都市計画法による開発許可済証を当該開発区域の主要な取付道路の付近、その他工事現場の見やすい場所に掲示するものとする。

又、都市計画法第36条第2項の規定による検査済証の交付を受けた者は、速やかにその旨を都市計画法による開発許可済証に記載し、工事完了公告までの間にこれを掲示するものとする。

記

都市計画法による開発許可済証	
許 可 番 号	年 月 日 第 号
許 可 者	
許可を受けた者の氏名 また は 名 称	
工事施行者の氏名 また は 名 称	
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	
工事現場管理者氏名	
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号

※ 掲示板の大きさは、縦60cm以上、横90cm以上とする。

